

1 接続の問題と連携教育

本県が抱えている学力や体力、生徒指導上の諸問題を解決するためには、異校種間の円滑な接続を図る必要がある。特に、学力での落ち込みが大きくなる中1ギャップへの手立てが早急に必要である。また、学校教育の基礎をつくる就学前教育の充実が重要であり、小1プロブレムについても手立てが求められている。

ここでは、本県における小1プロブレムと中1ギャップについて定義し、新学習指導要領における規定からその必要性について示す。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学生が、授業中に座ってられない、教師の話听不懂、集団行動がとれず適応できない状態。背景として、基本的な生活習慣が身に付いていないことやコミュニケーション能力の低下等が取り上げられている。

中1ギャップ

小学生から中学生になり、中学校での学習や生活に適応できずに中学1年時に学力の低下や不登校の急増などの教育課題が顕著に現れる現象。

校種間の接続の問題
集団生活への適応に関わる問題
発達の段階応じた育ちや学び

保幼小連携・小中連携教育の推進の必要性

新学習指導要領における取扱い

保育所保育指針（平成20年3月）第4章第1のイ（ア）

子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること

幼稚園教育要領（平成20年3月）第3章第1の2（5）

幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること

小学校学習指導要領（平成20年3月）第1章総則第4の2（12）抜粋

小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図る

※国語、音楽、図画工作において幼児教育での学びを意識して指導する

※第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行う

中学校学習指導要領（平成20年3月）第1章総則第4の2（14）抜粋

中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図る

高等学校学習指導要領（平成21年3月）第1章総則第5の5（14）抜粋

高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図る